

# 神戸町独自の 緊急支援のご案内

**第3弾  
追加**

問い合わせ先

世帯や個人向け支援

18歳以下のお子さんがある世帯に	暮らし応援商品券の配布	18歳以下 (高校生世代) 1人あたり1万円	産業環境課 ☎27-0178
小中学生を持つ親への経済的負担の軽減のために	小中学生給食の無償化	3ヶ月分の給食費を無償	学校給食センター ☎27-1237
ひとり親家庭等に対する支援のために	ひとり親家庭等臨時特別支援金の支給	児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者 1人につき2万円	子ども家庭課 ☎27-0176
一般家庭及び事業者への経済的負担の軽減のために	上水道基本料金の免除	7月～12月請求分まで 6ヶ月分の基本料金を免除	上下水道課 ☎27-0179
赤ちゃんが生まれた子育て家庭への支援のために	新生児臨時特別給付金の支給	R2.4.28生～R3.4.1生 1名につき10万円	子ども家庭課 ☎27-0176
休校や外出自粛などによる子育て不安軽減のために	子育て相談窓口の開設	子育てアドバイザーの配置	子ども家庭課 ☎27-0176

**追加**

75歳以上の高齢者に	敬老会記念品の追加	商工会商品券 合計5枚 1,000円分追加	健康福祉課 ☎27-0175
------------	-----------	-----------------------------	-------------------

**追加**

経済的負担の軽減のために	町指定ごみ袋の配布	各世帯に 2袋(20枚)配布 <small>※配布方法等については、広報11月号でお知らせします。</small>	産業環境課 ☎27-0178
--------------	-----------	---	-------------------

**追加**

新型コロナに対応した自治会活動の再開を支援	自治会活動再開支援補助金	上限10万円 (補助事業対象費の2/3)	総務課 ☎27-0171
-----------------------	--------------	-------------------------	-----------------

**追加**

商品開発を補助してほしい	特産品開発支援事業補助金	上限50万円 (補助事業対象費の1/2)	まちづくり戦略課 ☎27-0172
--------------	--------------	-------------------------	----------------------

事業者向け支援

「3密防止」対策、業務転換を支援してほしい	中小企業におけるコロナ対策を支援	上限10万円 (補助事業対象費の1/2)	産業環境課 ☎27-0178
雇用の維持を図った	雇用調整助成金上乗せ助成	県・町の助成により自己負担分がなしに！	産業環境課 ☎27-0178
雇用調整助成金の申請の仕方が分からない	雇用調整助成金申請支援	社会保険労務士等費用を助成 上限5万円	産業環境課 ☎27-0178

町民の皆様の生活を支援するため、以下の取組も行っていきます。

## 町税の特例猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少し、町税を一時に納付することが困難である場合には、納税を猶予する制度があります。

◆問い合わせ先：税務課 ☎27-0173

## 上水道料金・下水道使用料の支払い猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、上水道料金・下水道使用料の納付が困難になった場合は、納期限の延長（猶予）が適用される制度があります。

◆問い合わせ先：上下水道課 ☎27-0179

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金

### 【対象者】

被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染（発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む）し、4日以上その療養のために働くことができない方

◆問い合わせ先：住民保険課 27-0174

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免等

### 【対象者】

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったとき
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が次の3項目全てに該当するとき
  - ① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の10分の3以上
  - ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下
  - ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

◆問い合わせ先：住民保険課 27-0174

## 各種証明書の郵送申請の実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、戸籍証明書、住民票の写し等、町税に関する証明書の交付請求が郵便で行えます。

◆問い合わせ先：住民保険課 ☎27-0174  
税務課 ☎27-0173